

東京都サッカーファミリー財政支援事業概要

〔目的〕

本事業は、公益財団法人東京都サッカー協会（以下「本協会」という。）が、新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越えて、その収束後、これまでどおり、東京都において、誰でも、いつでも、どこでもサッカーを楽しむことができる環境を維持するため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、サッカー活動の継続が困難な状況に陥っている組織に対して、その財政支援を行う目的で給付（以下「本給付」という。）を行うものである。

〔対象〕

- （１）本給付の対象者は、組織を通じて個人を守るという観点から、最も重要なサッカーファミリーの一つであるサッカー・フットサル・ビーチサッカーの本協会加盟チーム（以下「加盟チーム」という。）とするが、複数の加盟チームを有する組織（以下「対象クラブ」という。）は、１組織につき１申請とする。なお、申請に当たって、加盟チーム又は対象クラブの法人格の有無は問わないものとする。

※但し、Ｊリーグ加盟クラブ（Ｊ１、Ｊ２、Ｊ３）、ＪＦＬ加盟クラブ、なでしこリーグ加盟クラブ（１部、２部のみ）、Ｆリーグ加盟クラブ（ディヴィジョン１・２）及びその下部組織は、対象外とする。

- （２）本給付による給付金の使途は、コーチ・スタッフの給料、クラブハウス家賃・水光熱費等の維持費、その他本給付を受けた加盟チーム又は対象クラブの存続及び環境の維持を目的とした使途に限ることとする。

〔申請条件〕

申請にあたっては、以下の 1234 全てを満たすことを条件とする。

1. 活動実績

2019 年のチーム活動（本協会及び所属連盟が主催又は運営するリーグ戦等の各事業に参加）の実績があること

2. 加盟チーム又は対象クラブの規模

次のア又はイのいずれかに該当すること

ア)「有給コーチ（専任）・有給スタッフ（専任）」（当該加盟チーム又は対象クラブに所属し、その収入を主たる収入源として生活しているコーチ・スタッフ等（事務スタッフ・マネージャー・トレーナー・メディカルスタッフ等を含む。）をいい、公認指導者資格の有無は問わない。以下同じ）が少なくとも 1 名以上いること

イ)「事務所・クラブハウス」（当該加盟チーム又は対象クラブが専有的に使用している事務所・クラブハウスであり、自己所有又は賃料が発生しているものをいう。以下同じ。）があること

3. 収入減少

2020年4・5・6月の月次収入又は申請時点での2020年度収入合計の月次相当分が、対前年同月比で50%以上減少していること

4. 加盟チーム又は対象クラブの環境の維持

加盟チーム又は対象クラブは指導者・スタッフの雇用など、その存続及び環境の維持に最大限努めること

[本給付額算出方法]

AとBの合計額又は総額50万円のいずれか小さい額を上限額とする。

(A)	(B)
有給コーチ（専任）・有給スタッフ（専任）の数	事務所・クラブハウス
人数×25万円	15万円

[申請]

- (1) 本協会は、2020年6月15日から同年7月31日までの期間に限り、本給付の申請を受け付ける。ただし、申請額が、本協会が準備する給付予定総額に達する見込みとなったとき、その他予期しない事情が生じた場合には、当該期間中であっても申請受付を終了する可能性がある。
- (2) 本給付を希望する加盟チーム又は対象クラブは、本事業の目的を十分に理解のうえ、前項の期間中に以下の資料を提出し、本協会に本給付の審査を申し込む。
 - ① 本協会所定の申込みフォーム（Web申込み）
 - ② 2019年度決算書類（様式は問わない。）
 - ③ 2020年4・5・6月の月次収入（申請時点での2020年度収入合計でも可）
 - ④ 申請者の運転免許証、健康保険証又はパスポートの写しのいずれか一つ（本人確認資料）
- (3) 本協会に本給付の審査を申し込むに当たり、前項の資料その他本協会に提出した又は開示したすべての情報が真実若しくは正確でない場合又は不正の目的で申請をした場合には、本協会は、本給付を受けた加盟チーム又は対象クラブに対して、給付金の全部又は一部の返還等の請求及び／又は本協会の規程に基づく制裁を科す場合がある。

[給付先の公表]

本協会は、本給付を受けた加盟チーム及び対象クラブの名称を公表することができる。ただし、個別の給付額は公表しない。

[支援実行後の加盟チーム及び対象クラブの義務]

支援実行後、本給付を受けた加盟チーム及び対象クラブは、2020年度及び2021年度の決算報告を本協会に提出するものとする。

以上